

令和8年度家畜人工授精に関する講習会開催要領

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の家畜人工授精に関する講習会（牛）を次のとおり開催する。

1 開催期間

（1）学科、実習

令和9年1月15日（金）～2月15日（月）

ただし、土曜日及び日曜日、祝日は休講とする。

（2）修業試験（学科、実習試験）

令和9年2月16日（火）

2 開催場所

東伯郡琴浦町松谷606 鳥取県畜産試験場

3 講習科目及び講習時間

別表による。

4 受講対象者及び定員

鳥取県内在住者20名

※ただし、県外在住者で今後鳥取県内での就職、移住予定のある者については受講を認める。

※定員を超える場合は別に定める方法により選考する。

5 受講手続

（1）受講希望者は受講願書（第1号様式）を令和8年12月4日（金）までに所轄の家畜保健衛生所長に提出すること。受講免除科目がある場合は学科目取得証明書（第2号様式）を願書に添付し提出すること。

（2）家畜保健衛生所長は内容を確認し、令和8年12月18日（金）までに畜産振興課長あてに送付すること。

（3）畜産振興課長は受講願書を審査の上受講者を決定し、家畜保健衛生所長を通じて受講希望者に受講の許可の有無を通知する。

6 受講に要する経費

受講料

18,000円（受講決定後に送付される納付書により納付すること）

テキスト代

9,000円

講習会テキストの購入を希望する場合は受講願書提出時に申し出ること。

代金については講習会初日に配布する請求書により支払うこと。

7 修業試験

(1) 受講資格

ア 学科受講時間

上記3の別表の1に掲げる科目を通じて55時間（受講免除者にあつては、その免除科目を除き80パーセント）以上受講していること。

イ 実習受講時間

上記3の別表の2に掲げる科目を通じて60時間（受講免除者にあつては、その免除科目を除き80パーセント）以上受講していること。

ウ 合格者

1科目100点満点で全科目（実習含む）の平均点が60点以上の者を合格者とする。（ただし、50点未満の科目が2科目を超え、又は40点以下の科目がある場合は合格者としない。）

8 修業試験委員

試験の成績を判定するため、修業試験委員を置く。修業試験委員には畜産振興課長及び畜産試験場長がこれにあたる。

9 修業試験合格証明書

知事は、合格した者に修業試験合格証明書を交付する。

10 その他

- (1) 受講者が受講の秩序を乱す場合は講習を受けさせないことがある。
- (2) 講習に必要な器具、機械を故意又は重大な過失によって亡失、破損したときは弁償させることができる。
- (3) 県内で鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生するなど講習会の運営に支障をきたす場合は講習会の実施を延期または中止する場合がある。
- (4) 感染症の拡大等不足の事態に応じて講習会の実施日時を変更する場合がある。
- (5) 受講者は体温測定を行い健康管理に留意し感染防止対策に努めること。
- (6) インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒してない方、37.5℃以上の発熱がある方は受講できません。
- (7) 会場では県が求める感染防止対策に協力すること。
- (8) 感染症、事故、その他やむを得ない事情により受講資格を満たさない場合、受講料、テキスト代の返金は行わないのでご了承ください。

○ 受講者選定の考え方

定員を超過する受講希望者があった場合は次の優先順位により、受講者を決定する。

- 1 県内の農業高校及び県立農業大学の生徒及び学生

- 2 定員超過等を理由に、前年度受講できなかったもの
- 3 畜産業に従事しており、業務上家畜人工授精師免許を必要とするもの
- 4 関係機関（JA、改良センター等）の職員であり、業務上家畜人工授精師免許を必要とするもの
- 5 その他のもの